

2018

総務常任委員会記録

議会 閉会中

平成30年12月21日（金曜日） 開議

平成30年12月21日（金曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

平成30年12月21日（金）
室蘭市議会第1会議室
開議 午後 2時15分
散会 午後 3時40分

日程	番号	件名	結果
1	報告事項	広域連合の運営に関する事項 1 平成26年（ワ）第24120号損害賠償請求 事件の判決について	

○出席委員（14名）

委員長 小田中 稔
副委員長 森 太郎
委員 大西 智 五十嵐 篤 雄 佐藤 恣
山田 秀人 大高 一 敏 柏木 隆 寿
羽立 秀光 辻 弘 之 二瓶 秀 幸
小久保 重 孝 国本 一 夫 篠原 一 寿

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

小	泉	事務管理者
佐	藤	事務局長
田	所	総務課長
齋	藤	総務課主幹

総 務 常 任 委 員 会 記 録

平成30年12月21日（金曜日）

午後 2時15分 開議

○小田中委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について、理事者の報告を求めます。

○小泉事務管理者 本日は、何かとお忙しいところ総務常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成26年（ワ）第24120号、損害賠償請求事件の判決について、この1件について御説明を申し上げます。本件につきましては、平成26年9月12日、現三井E&Sホールディングスと日本製鋼所に対しまして、東京地方裁判所に提訴したものであり、去る12月13日に原告の請求を棄却するとの判決が出たところでございます。

詳細につきましては田所総務課長から御説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○田所総務課長 それでは、平成26年（ワ）第24120号、損害賠償請求事件の判決につきまして概要の御説明をさせていただきたいと思っております。

訴訟の概要でございますけれども、当事者につきましては、原告は西いぶり広域連合、被告は株式会社三井E&Sホールディングス及び株式会社日本製鋼所。請求の趣旨につきましては、被告らは原告に対し、連帯して3億215万5,948円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払えと。請求の原因でございますけれども、平成25年度に原告は西胆振環境株式会社に対し3億2,609万5,239円の追加委託費を支払ったが、明らかに性能未達の項目がある燃焼熔融設備、熱分解設備の保守管理費及び性能が発揮されていないために発生している灯油代に係る当初見積もりと実績の差額、合計3億215万5,948円は、被告が負担を拒絶しているために原告がこうむった損害であるとしてございます。なお、この損害額の内訳につきましては、（6）の損害額の表のとおりとなっております。

次に、判決の内容でございますが、判決言い渡し期日は平成30年12月13日、主文につきましては原告の請求を棄却するとなっております。

判決の内容につきまして2ページ以降で御説明をしたいと思っておりますので、1枚おめくりをいただきたいと思っております。判決書の内容につきまして、争点及び原告、被告のそれぞれの主張、また裁判所の認定をそれぞれ記載させていただいてございます。争点は5点ございまして、それぞれ最初の争点から御説明をさせていただきたいと思っておりますが、初めの争点は、平成17年3月31日までに性能保証事項を満たすことができなくなったと認められるかということでございまして、右端の裁判所の認定のところをごらんいただきたいと思っておりますけれども、裁判所の認定といたしましては、西胆振環境の通知や被告の説明会資

料から、少なくとも平成17年3月31日までに西胆振環境や被告三井は性能上の問題が生じていたとの認識を有していたと認められる。また、客観的に見て、遅くとも平成17年3月31日までに性能保証事項を満たした運転ができない状態になっていたと認めるのが相当である。性能保証事項が満たされているように見え、平成15年～17年度の間、ごみ処理を滞りなく行えたのは過分の費用をかけることで性能を維持したものであって、実質的に見て過分の部材交換や補修は性能が維持されていなかったために行われていたと評価するべきであるとし、平成17年3月31日までに性能保証事項を満たすことができなくなったと認められると原告の主張を認めていただいております。

次に、2つ目の争点でございますけれども、当該事態が改善され、広域連合の承諾が得られたと認められるかという点でございますけれども、平成15年～17年度の保守管理費用は実質的に当初見積もりを大きく超えるものであった。また、平成18年～25年度の保守管理費用が当初見積もりを大幅に超過していることも明らかであると。被告三井が平成25年度以降も同様であるという認識を示していること。また、西胆振環境が見積もった平成25年度以降の保守管理費用が当初の見積額から2億数千万から4億数千万を超過するものであって、客観的に見て性能保証事項を満たさない状態が改善されたとは認められない。また、客観的な事実として性能保証事項が実現していたとは認められないので、本件覚書が当事者間で性能保証事項が満たされたという客観的事実を確認したものと見ることは困難である。よって、当該事態が改善し、広域連合の承諾が得られたとは認められないとし、覚書の効力も明確に否定をさせていただきます。また、原告の主張をそのまま認めていただいているところでございます。

3番目の当該事態が改善され、広域連合の承諾が得られたときから起算してその後2年間、性能保証事項を満たしていたと認められるかでございますけれども、この点につきましては性能保証を満たさない事態が改善されたとは認められないので、広域連合の承諾を得られてから2年間、性能保証事項を満たしていたとは認められないとし、これも原告の主張を認めていただいております。

4番目の原告の損害額の部分でございますけれども、この点につきましては裁判所は判断をしておりません。

次に、4ページ目になりますが、争点の5番目、被告らは責任限度の規定の適用により性能保証責任を免責されるかということでございますけれども、この点につきましては裁判所は、当初冒頭におきまして入札見積もりを超過する部分の多くは性能保証責任を全うするための費用というべきであって、実質的に性能保証責任の履行として行われた支出であるというべきであるとしてございます。被告らによる16億5,093万3,910円の負担金、これは被告らが株主支援と称して西胆振環境に対して支出したものでございますけれども、これにつきましては性能保証責任の履行のための支出であったと見るべきであるとしてございます。また、48条、これは責任限定の工事費用の10分の1までという責任を限定する趣旨の条文でございますが、これにつきましてはその趣旨は本件のような

ごみ処理施設において瑕疵担保責任や性能保証責任等による損害を請負人が全て負担するのは過大な負担であるので、その責任を限定する措置であると解されるという解釈をしてございます。その上で、修補費用に責任限度規定が適用されないと解すると請負人に多大な負担を与えるため、責任限定の趣旨に照らして不合理な解釈であるとしてございます。

この点は、参考資料として添付してございます工事請負契約の抜粋を1枚めくっていただきまして、45条の第1項のところ、一番上のところでございますけれども、45条の内容でございまして、1行目から2行目あたりのところになりますが、性能保証事項を満たすことができなくなった場合には、乙は、乙とは被告らになりますが、被告らはみずからの費用と責任で直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、第48条の責任限度の範囲で甲に生じた損害及び追加費用を賠償するようになってございまして、原告といたしましては被告らのこの修補する責任と48条の限度の範囲で賠償する責任と、この2つがここで記載されているということで理解をいたしまして、そのように主張をいたしました。先ほどのところに戻っていただきまして、裁判所におきましては、先ほど2つに分かれていると言いました前段の修補費用に責任限度規定が適用されないと解すると請負人に多大な負担を与えるため、責任限定の趣旨に照らして不合理な解釈であるという認定をしてございます。

また、先ほどの45条の下の方になりますが、第7項というのがありまして、第7項におきましては、甲は、広域連合はですが、被告らが性能保証の履行のための適切な措置を講じないときは、広域連合がみずから修補等の適切な措置を行うことができるとされている規定でございまして。また、この場合の広域連合が修補した場合の修補費用につきましては、その全額を被告らに対して請求できる。ただし、その請求できる金額については48条の規定に基づく10分の1の責任限度の範囲内であるという規定でございまして。この45条第7項の規定の読み方といたしまして、裁判所のほうでは、修補と損害を区別していると解すると被告らがみずから修補する場合は責任が限定されないが、被告らが修補しないで広域連合が修補したといったときには支払い責任が限定されるということになって、不合理であるということを書いてございます。これら45条の各項を統合的に解釈すると、修補と損害と、これを区別して責任限度のあるか、ないかというところを分けているとまでは解釈されないということを確認してございます。

1ページめくっていただきまして、次に46条ただし書きの損害金の話が出てきてございます。この部分も先ほどの抜粋の下の方、45条の下に46条とありますが、46条の内容につきまして被告らが性能保証責任と瑕疵担保責任について行われる修補に係る費用の全額の補償のほか、当該瑕疵、性能未達によって広域処理施設を稼働することができなくなったことによって広域連合がこうむった全ての損害の賠償を含むと。ただし、その損害金の金額については、第48条の規定に基づく10分の1の限度を超えないものとするようになってございまして、広域連合といたしましては、原告といたしましては、修補に係る費用の全額の補償のほかとありますので、修補に係る費用は全額の補償であると、一方

で広域処理施設が稼働することができなくなったことによる広域連合のこうむった損害については、10分の1の規定の範囲内ということで解釈をして主張させていただきましたけれども、この点につきまして裁判所といたしましては、46条のただし書きの部分の損害金、これが本文全体に係るという解釈を直ちに否定することはできないとしてございます。45条におきまして修補と損害で責任限度の有無を分けていると解せないということに鑑みまして、46条も責任限度の有無を分けていると解釈することは困難であるとしまして、48条の責任限度の規定については修補費用の負担責任と損害賠償責任のいずれにも適用するのが相当であると認定をされてございます。その上で、被告らは20年度から24年度にかけて計16億5,093万3,910円を負担したので、被告らの責任限度は請負金額の10分の1、10億3,950万円であるところ、広域連合の請求については責任限度規定の適用により免除されるということで、広域連合の請求を棄却されたということでございます。

この裁判所の条文の解釈につきましては、広域連合といたしましては、日本語の文言といたしますか、条文の解釈として不合理であるということを考えてございまして、この内容は不満である内容であるということで、今後控訴する方針としてございます。なお、控訴期日につきましては、判決書を受け取った日から2週間以内ということでございますので、12月27日までに控訴をするものということでございます。

この件につきまして説明は以上となります。

○小田中委員長　ここで委員長より一言申し上げます。

委員が質疑される場合におかれましては、御起立の上、発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○小久保委員　非常に残念な決定だなというか、判決だなというふうに思っ受けております。今るる総務課長から説明がありました。易しく解説をいただいているのでしょけれども、なかなか理解に苦しむところもありますし、つまるところ被告は十分に責任を費用として払っているのだから、これ以上の請求ができないということだろうというふうに理解して、その上でさらにこの後控訴するという判断がきのうニュースでも流れておりました。送っていただいた資料を見ても、まだ二、三回しか読んでおりませんけれども、ここから控訴して十分に闘えるのかなというのが正直なところであります。ですから、今の説明をもって、各首長、連合長を初め、控訴するというふうに至ったのはどこにこちらと考え方が違う点を見出して、どういう形で闘っていくのかという点をまずお聞かせをいただかないとならないかなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○田所総務課長　控訴に至った理由ということでございますけれども、先ほど若干御説明をさせていただきました条文の解釈でございます。この点につきまして訴訟代理人弁護士とも相談をさせていただきましたが、通常の条文の読み方を法的にするのであれば、裁判所のような解釈の仕方は通常されない。そういうような読み方ではないということで結論

に至りまして、この点裁判所に理解していただけるようなこちら側のこれまでの主張が薄かったのかということの反省を踏まえまして、今後はこの点のより合理的な解釈につきまして裁判所に理解していただけるように丁寧な説明をしていきたいということで控訴をしていきたいと考えているものでございます。また、この件の本質的なところであります性能保証責任、施設のふぐあいといったところにつきましては原告の請求を完全に認めていただいておりますので、最後残っています10分の1の規定の解釈というところにつきましてのみ今回我々の主張が認められなかったということでございますので、その点を厚く説明をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小久保委員 条文の解釈という点では、それはこちらの思っているとおりでないというところはわからないでもないのですが、いわゆる有限責任というところがはっきりと示されている中で、これ以上闘ってその解釈が認められたとしても、それ以上の利するところがあるのかなというふうにちょっと思うわけであります。ただ、この辺の解釈というか、これまでやりとりをした弁護士さんとの懇談などはこの後またお話が聞けるのかもしれませんが、そのときにまたお聞きをすることで、これまでの裁判費用というのはどのぐらいかかっているのか。また、これからの部分ではどのくらい私たちはその支出を覚悟しなければならないのか。それも当然計算出していると思いますが、お聞かせいただけますか。

○田所総務課長 訴訟費用でございますけれども、今回の東京地裁に提訴して以来の部分でございますが、平成26年度の提訴以来29年度の決算まででございます。それは合計で824万7,000円ほどとなっております。今後につきましては、控訴に当たりまして印紙代139万4,000円ほどがかかるものと聞いてございます。

以上でございます。

○小久保委員 29年までで824万、その後印紙代などで139万ですか。それは、そうすると30年に関しての部分なのか、30年の見込みを入れて139万なのか。いかがですか。

○田所総務課長 申しわけありません。139万円につきましては、30年度にこれから控訴するに当たってかかる費用となっております。

以上でございます。

○小久保委員 控訴する場合の費用ということですが、弁護士費用はその824万の中に、29年までの数字の中には入っているのですか。

○田所総務課長 弁護士費用も含めての金額でございます。

○小久保委員 いずれにしても1,000万ぐらいの費用がかかると。また、これから控訴していく。要するにこの闘いがさっきも申し上げたように私たち広域連合にとって利するのか、市民にとって利するのかという点がどうもこの判決文を見ても理解ができませんし、またこれまでの裁判の経緯の中でも、ことしでしたか、昨年でしたか、裁判長の交代によってまた議論が戻ったような印象があったという発言もさせていただきました。要す

るに当初は覚書というものは争点にならないのだということと言われて、そしてそれは毎年のかかる費用、本当はかからない費用を、それを計上していくことでそれを損害だとするようなとり方をして、それをしっかりと損害だと認めてもらうのだということやってきたと思うのですけれども、それにしても有限責任というものが取り沙汰されれば、どんな解釈をしても、認められるところはあるかもしれないけれども、それ以上は民間に請求することはかなわないのだということになるのではないのですかということなのです。ですから、それは闘っても闘っても結果的には負ける。要するに勝ったようで負けるのではないのですかということなのです。

ですから、その辺の判断がなぜこのタイミングでできないのかということなのです。ですから、これはもしかしたら事務管理者にお聞きをしたほうがいいのかもしれませんが、各連合長の考え方がもっと慎重であるべきではないか。13日からきのうの報道までの間にそんなに短期間で判断できるのかなというふうにちょっと思っているのです。ですから、そういった点ではどういう判断があって、どこに利を求めて闘っていくのかということの考え方を聞かせていただかないと、そこからでないと判断が、議員としては市民に説明ができないのです。いかがですか。

○小泉事務管理者 このまま闘っていつて勝てるのかどうかというところも含めての見解でございますけれども、最終的に裁判でどういう判断が出るかというのは裁判長の見解というところもございまして、今回の判決見ますと、要は最後のところで10分の1の責任限度額適用というところについては、これをなくしてしまうと受注者側、請負人のほうに多大な負担をかけてしまう、それが不合理だというようなことが最大の理由として10分の1が適用されるのだということでもありますけれども、これはこの判決の中身を見ても、その背景となる事実の重ねですとか、あるいは理論、根拠、そういうものが全くなく、裁判長の主観のもとに、これは多大な負担をかけるので、不合理だというようなことだけをもってして10分の1が適用されるということになっていますので、これについては、もし請負人だけに多大な負担をかけるのは非常に不合理だとするのであれば、逆に今度は我々発注者側においては、向こうが10分の1であれば、こちらは10分の9を負担しなければならない。向こうが上限10億だとすれば、こちらは残りの20億、30億負担しなければならないという非常にこれこそ不合理なことになりますので、これについては今回の判決内容、そういう裁判長の主観はあるものの、その裏づけになるものは全くない。そしてまた、一方的に請負人側だけの利益を利するような、そういう判決になると。

そういうところが昨日の首長会議のところでもそういうような首長の御意見もありましたので、判決そのものの今回の出されたもの、それは住民、市民に対しても納得のいく説明はできませんし、一方的に請負人側だけのことを考えての判決内容になっている。そういったところが非常に納得もいきませんし、我々も説明を果たせない。それが一番大きな理由でございますし、またそうなるポイントというのはそのこのところの10分の1が適

用されるのか、されないのか、そしてそれが今回の判決というのが公平に見たときに請負人だけに有利になっているのか、なっていないのか。そういうところを我々もこれからどういう資料の厚みなり、積み重ねをつくりながら主張していけるかというところがポイントになりますので、今後これまでの一審の中ではその点については十分な主張なり議論の重ねというのもできないところがありましたので、それを控訴においてさらにいろいろな過去の情報を含めて主張の厚みをつけて、何とかこの主張を通していきたいというところで考えておりますし、我々としてはそういうところはこれから可能であるという判断のもとで控訴するというところであります。

以上であります。

○小久保委員 ほかの委員さんからもお話があるでしょうから、もうこれでやめますが、今のお話でいきますと10分の1というのは裁判長の主観だということの部分は、こちらの側からすればそれは当然そう言いたいところでもありますけれども、しかし民間からすれば、私民間の肩を持つわけではありませんけれども、有限責任がない以上そんな仕事を請け負うことはできないのではないかというふうに思います。ですから、そういう点では社会通念上でいって今のお答えが多くの方に理解をされるとはちょっと思いにくいのです。ですから、これはもしそれが主張が通るとするなら、判例としてほかにこういったケースで10分の1ではないケース、さまざまな負担割合をもっと上げるケースなどがあるのかどうかということも確認をしなければなりませんし、期限があるからとりあえず手を挙げるのだということとはわからないでもないのですが、このことが、来年の選挙もありますから、何か先送りにしているのではないかなど、そんなふうにもちょっと思わざるを得ないのであります。要するに結果ここで責任をとらないのであれば、将来に責任とってもらえないではないかとしか聞かえないような、そういうふうに思えてならないのです。

これまでかなり長い期間通してきておりますから、その時々で、前連合長もそうです。みんな責任があるのだけれども、結局それは責任をとらないで先送りにしてきたことにほかならないのではないですかということをも市民から指摘をされたときに、どう答えたらいいのですか。それは、私も市民と対峙したときにも説明がなかなかつかないわけでありませぬ。今事務管理者がおっしゃったようなことを、これからも闘っていくのだ、こちらは間違っていないのだということをお願いしたい。でも、それはいつまで続くのだ。その先は本当に勝てるのですかということなのです。ですから、それは弁護士さんに聞いてみないとならないかもしれませんが、そもそも闘い方が間違っているのではないのですかということにならないですか。ですから、今回のことを受けて何か変えないと闘っていくことはできないのではないのですかということなのです。いかがですか。

○小泉事務管理者 今お話のある責任の先延ばしではないかという点でありますけれども、これは我々としても一番大事にしているのは地域の住民、市民に対してどのような納得いく説明ができるかというところが一番大事だと考えておりますので、そういった意味では結論はなかなか出ない。裁判提起から約4年を経過しているということでございますけれ

ども、我々も住民に説明するためには先ほど申し上げましたような今回の判決のような一方的なほうだけの利益を有するというようなところでは全く説明がつかないということで考えておりますので、まず説明のつくようなところまでの審議を尽くし、判決をいただくということのために時間をかけているというところがございます。

また、この控訴に当たって従来と同じことの繰り返しなのかというところでありましてけれども、一審におきましては大きく2つのポイントがありまして、1つはこれまでお金がかかり過ぎているというところが結局性能保証を満たしていないからお金がかかっているのだらうという主張と、それからその上に立った場合、性能保証を満たしていないのであれば、それは請負人が全て負担すべきではないか。この2つの大きなポイントがありまして、その中で一審の中ではその一つ、お金のかかり過ぎているということは全て性能保証を満たしていないからお金がかかり過ぎているのだというところで我々の主張が認められましたので、今度は残りの1点に絞りながら、そこにさらに主張の厚みをつけていくということで、同じ内容ではなくて、その中の一つは既に完璧に認められましたので、残りに重点、力を集中しながら訴え、主張をしていくということの変化があるということで考えております。

以上でございます。

○羽立委員 それでは、まずは今の同僚委員の質問ありましたけれども、きょうの委員会あるのに、控訴するのだということで新聞だとかに出すのですか。議会の意見を聞いてからやればいいのではないのですか。それが妥当でないですか。皆さんの意見を聞いて、それで判断して、皆さんがやるべきだと言うのか、反対するのかということ聞いてからやるべきが当然でないですか。どうですか、その辺。

○田所総務課長 なぜ新聞に出すのかということでございますけれども、こちらの広域連合の事務局としては取材をされてございませんので、その点は新聞社さんのほうで何かしら、どこかわかりませんが、お聞きになって書かれたものということでございまして、事務局から何か情報を出したということはございません。

○羽立委員 最初は、何かNHKのテレビでも入ったそうです。それはどこから出たのですか、NHKのテレビというのは。

○田所総務課長 NHKが判決の日に裁判所のほうで冒頭の撮影をされるということは、判決が12月13日に出るということにつきましてはマスコミの皆様には情報提供させていただきましたので、その点はそれを受けてNHKさんのほうで裁判所に申請をして冒頭のテレビ撮りをしたと伺ってございます。

以上でございます。

○羽立委員 控訴するというような話もテレビで出たというのですけれども、それは誰言ったのですかということ聞いているのです。控訴するというようなことでテレビで発表あったという話を私しているのです。そこは誰が言ったのだということです。

○田所総務課長 NHKさんのほうで独自に取材をされて、そのようなニュースになった

ものと理解してございます。

以上でございます。

○羽立委員 NHKが単独で自分で勝手にやったということですか。そういうことで理解していいのですか。いいのですか、それで。

○田所総務課長 マスコミの皆様の取材でございますので、各社の取材によるものと理解してございます。

以上でございます。

○羽立委員 それでは、事務局言っていないのなら、NHKに抗議してきなさい、抗議を。しますかそういうことで。NHKのテレビで入ったということは、公のテレビです。それがどこからも聞かないで出すわけないでしょう。どうですか、その辺。

○佐藤事務局長 先ほど課長からもお話があったように、事務局から提供したということではなくて、いろいろな取材からそういうことを聞いたのかなと思っていますので、私どもが提供したということではございません。

以上でございます。

○羽立委員 NHKが単独でやったということですか。広域連合の事務局でNHKに確認とりますか。とってください、確認。どこから出たかということで、あなたたちが言わないのであれば。そうしなければ、今同僚委員の質問あったけれども、私は最初からこの裁判は勝てないよと言っているのですよ。前の新宮市長のときに、寺島副市長のときにも私は言っているのです。勝てないから、私は話し合いすべきだよと言っているのです。それをあなた方がやったのです。裁判起こしたのです。私は、絶対勝てませんよと最初から。平成25年に出てきたときに、そのときは金額でいけば19億何ぼと私記憶していますけれども、それから部長は木下 宏子です。そして、あとの残った8年間では29億何ぼです。それ出てきたのです。だから、私は裁判やるべきでないと、話し合いしなさいと言ったのです。それを無理やり裁判やったのです。あなたたち単独で物を進めるから、こういうことになっているのですよ、行政が。はっきり言って悪いけれども、議会の言うこともよく聞かないでやるから、こういうことです。私は、絶対勝てませんよと言っているのです。そして、負けた場合は前の市長と寺島副市長と今の市長でもって全部払えと私言っているのですよ、議会でもちゃんと。そこまで言っているのですよ、私は。それをあなたたちみんな議会を無視してそういうことやるから、今の控訴の問題もそうでしょう。あなたたち言っていないのだったら、NHKに抗議してきなさいということ。聞いてこい、ちゃんと。それでないとこの委員会始まらない。

○田所総務課長 NHKさんにつきましても行政側が控訴する方針を固めたというような言い方でございまして、決して議会を無視したような表現ではないと理解をしてございます。また、話し合いで解決をするという点でございますけれども、この点につきましても平成22年の29億円の負担を求められたときから三井造船とは複数回にわたりまして話し合いを重ねまして、なかなか折り合いをつけることができなかつたということで最終的

に裁判に至ったものでございます。

以上でございます。

○羽立委員 過去の話で悪いですけども、私はなぜ毎年検証しなかったのだと言っているのです。これはあなた方の責任です。毎年出てきたのであれば毎年検証して、議会でもって検証して、どういうことで赤字になっているのかと。最初の契約したときは、建物が100何億ちょっとですか、建物が何ぼでランニングコストが幾らですか。ちょっと言ってください。

○田所総務課長 建物が約103億円、ランニングコストが約114億円となっております。

以上でございます。

○羽立委員 そして、委託費というのは毎年幾ら払っていますか。

○田所総務課長 委託費でございますけれども、毎年6億数千万円。これは、物価上昇等に基づきまして費用が変わるところ、あるいはごみ量に応じて変わるところがありますので、毎年必ず一定ではございませんけれども、6億数千万円の委託料を支払ってございます。

以上でございます。

○羽立委員 最初から請負金額とランニングコストと、それから委託料決まっているわけでしょう。だから、最初の契約したときの契約書にどういうふうな、そこから始めなければだめなのです。私は言っているわけですよ、これを。その中でどういうふうな契約になって、損失が出た場合どうするのかということをこの場で検証しなければいけないわけでしょう、皆さんで。毎年赤字出て、相手から出た場合は広域連合のほうで議会で検証して、どうしてその赤字が出るのだと、どうなのだということをしなければだめでしょう、検証を毎年。私この前も言ったけれども、あなたたちは三井さんが出てこないのだと、あなたたちやらないから出てこなかったのです。連合の議会として公的な書類をぶつけて呼ぶようになったら来るわけです。あなたたちやらないから、そういうことになるのです。我々民間で商売していれば、そんなこと全部当たり前話です。あなたたちでたらめなのですよ、行政としてやり方が。みんなの金だと思いなさい。自分の金だったらどうする。これしないからだめなのです。一生懸命検証していればこんなこと絶対あり得ないです。そういうことしないから、こういうことになるのだ。その辺どうですか。

○田所総務課長 このランニングコストにつきまして、先ほど114億円、18年4カ月間で114億円ということをお話しさせていただきましたけれども、これはDBOという長期包括委託契約となっております。その期間毎年6億数千万円の委託料を支払うかわり、その中で受託者が自分たちの経営感覚でこの施設を運営していくということを求めている契約となっております。そういったことで、平成22年度の29億円の追加負担という話が出てくるまでは、西胆振環境、受託会社のほうで責任を持って毎年運営されているものということで理解をしてきたところでございますけれども、追加負担の話が出てき

ましてからは、西胆振環境ときちんとそこら辺は決算、予算の折に内容の検証をさせていただいていますし、毎年議会の皆様のほうにも西胆振環境の決算内容ということで決算時期には御報告させていただいているものでございます。

以上でございます。

○羽立委員 きちっとあなたたちそういうことしないからです。私何回も言っています。室蘭市から毎年繰出金が連合のほうに出ているから、ある議員がしょっちゅう質問して、皆さんは連合と関係ない。関係なくないです。一般会計から繰り入れしているのだから問題だと言っているわけでしょう。それは私何回も言っています。毎年毎年そういうことを検証していれば、こういうことにならないのです。あなたたち単独でこういうことをやるからダメなのです。検証していれば、話し合いでも何でもできるわけでしょう。例えば最初のごみは6億2,000万トンだったのですが、どんどん減っているわけでしょう。我々簡単に考えて、ごみが減るとなると火つけても燃えないから油を多く使うとか、そうすると機械傷むとかとなってくるわけだから、そこでいろんなふぐあい出てくると。そうでもない場合もあるかもしれないけれども。そういうことだって考えていかなければだめでしょう。それにはちゃんと1年1年赤字を検証して、そして三井さんと呼んで、こうだよとやらなければいけないわけでしょう。そういうことをしないから、こういうことなのだ。各議員に説明して、みんなでやりましょうと。あなたはこの前来たと言ったでしょう、呼んでも。あなたたちがダメだから、そうなのだ。でたらめだから。そうしてやれば、絶対こんなことあり得ないです。皆さん議員からこういうことになっているからと、呼んでやれば問題ないです。そういうことをしないからこういうことでしょう。これあなたたちの責任だ、はっきり言って行政の。

それから、今のNHKの問題、ここで暫時休憩してもいいから確認とって。委員長、暫時休憩してNHKに確認とれ、ダメだ。言っていないと言うのだから、なぜ書いたんだと。あなた言っていないのだったら確認とりなさい。私言っていないのだから、どうして書いてくれたのだと。ダメだ、でたらめで。

○小田中委員長 羽立委員、NHKさんに確認するのは、情報源がどこからかということを確認する。

○羽立委員 そうそう。

○小田中委員長 取材のほうとしては、情報源は多分言わないと思うし、確定したというのではなくて、その方針だということで独自取材をした中で報道したと思うのです。

○羽立委員 方針だといったって、やるという方針ということはやるということでしょう、多分話は。決定でないけれども、やるという考え方だということが出ているということがおかしいでしょう。

○小田中委員長 その情報がどこから入手したかわかりませんが、事務局からは出ていないと言う。どこから出たも多分言わないとは思いますが、それでその後情報を確認した上でも多分わからないと思います。言わないと思いますし、絶対報道のほう

は情報源は。

○羽立委員 それなら話にならないでしょう。

○小田中委員長 それで、その情報の問題もありますけれども、基本的には今回は訴訟したことにおける判決が出たということで、それにつきましては26年9月2日に広域連合議会に議案として提出されて、訴訟の相手方、内容、そして訴訟の遂行の方針ということで、裁判の結果必要がある場合は上訴することができるものとするということを踏まえて議決している内容なので、それを踏まえた中で、もうちょっと質問を観点を変えてしていただきたいなど。とにかくNHKの問題に関しては、こちらのほうでもし確認してもNHKさんとしては多分情報先は言わないだろうし、その結果をもって事務局が言った、言わないということでこの委員会がとまるということは私としては差し控えたいということで、質問をほかの観点で続けて、訴訟に限った話で質問続けていただきたいというふうに委員長のほうとしては考えますが、いかがでしょう。

○羽立委員 訴訟するのだということ言っているのだから、どこから流れないと書けないでしょう。私は報道は書けないと思う。天下のNHKです。当事者から出なかったら、そういうことは書けるわけないでしょう。だから、私は確認してくれと言っているのだ。納得できないです。議会の委員会で承認もとらないで勝手に、そしてまた勝てるか負けるかわからない裁判にそういうことおかしいでしょう、大体。そういういいかげんなことから、勝てなくなるのだということ私を言うのだ。そこはやっぱり確認してもらったほうがいいと思う、私は。どういう返事になるかわからないけれども。だめだ、きちっとしなければ。

○小田中委員長 広域の事務局のほうから、今回の判決に至ってから控訴するまでの、きのうで市町長会議で方針決めたわけですね、副市町長会議もその前にやっただろうし、きょうの総務常任委員会の報告ということになりますけれども、その辺のスケジュール感、それをもう一回説明していただけますか。

○田所総務課長 12月13日に判決をいただきまして、その後12月18日火曜日の16時から廃棄物の担当課長職会議を開催し、今回の判決を各町に御説明をさせていただいております。その翌日19日水曜日の14時、副市町長会議を開催いたしまして、その中で改めて御説明をさせていただいております。その翌日、昨日になります、20日木曜日午前10時から市町協議会を開催いたしまして、今回の件の説明をさせていただきまして、方針を決定しているものでございます。

以上でございます。

○小田中委員長 その方針決定したのはきのうの市町協議会ということで、それは事実ということで、その方針を決定したということをきょうの議会に報告という流れで、その間控訴する方針だというのは、きのうの段階では方針は決定したというのは間違いはない。NHKさんがそれをどこでどういうふう取材の中で情報を仕入れたかは、事務局としては一切言っていないので、わからないということですね。

○田所総務課長 はい。

○小田中委員長 羽立委員、それを踏まえた中で。

○羽立委員 だから、僕が言うのは、そういうこと踏まえて控訴する考えだというのは、やっぱり議会在終わってから私は言うべきでなかったのかということを行っているのです。その前に言うから、NHKが報道で出したということでしょう、結局は。なぜ議会在説明してからやらないかということをお私言っているのです。そういうことを言うから報道関係に出されるわけです。我々議会在無視しているわけでしょう、はっきり言って。そうではないですか、事務局はどう思いますか。無視しているのだ。議会在開かなくてもいいことと同じでしょう、説明するのだったら。だから、こういう結果になるのだということをお私言うのだ。もっと議会在話をよく聞いて、これはこういうことなのだ。それからでも遅くないわけでしょう。そういうことを言うからNHKだって取り上げるわけでしょう。だから、皆さんから出たということでしょう、私から言わせれば。議会在無視しているのだ。そんなことお私は認めるわけにいかない、絶対。

○小泉事務管理者 先ほどもお答え申し上げましたが、事務局側のほうからは今回の内容については一切お話ししていないということでありま。

それと、我々としても、先ほど言いましたが、まず担当課長会議に始まって、副市町長会、首長会、そしてこの総務常任委員会という一連の流れを経て、ここで初めて控訴というのが決定されるということで、十分認識をしながら作業をしてスケジュールを組んでいるというところがございますので、我々の認識としてもここでの議論、それを踏まえて初めて控訴が決定されるということで考えているところがございます。

以上でございます。

○羽立委員 どこからNHKが聞いて報道したかとお私言っているのです。あなたたち言っていないのであれば、NHKに確認してくださいと行っているのです。それしかないでしょう。議会在無視しているのです。だから、確認してくださいと。どこから出たと言わないなら言わなくてもいいから、確認してくださいということ。お私納得できないよ、絶対。

○小田中委員長 羽立委員に伺いますけれども、NHKに確認しなければ、この次のほかの質問には入れないということ。

○羽立委員 入れないでしょう。お私は入れない。確認してもらわないとだめだ。

○小田中委員長 それの中で、報道機関ですから、そういった情報源なりというのはそれぞれ独自取材ということになろうかと思うのですけれども、その場合は質問としては今後どのような質問を予定されていますか。

○羽立委員 どこから取材してNHKが出したのかということですが、問題は。

○小田中委員長 それがおもしわからなかった場合。

○羽立委員 わかるか、わからないか。どこからとったか、あなたは言わないと行うのかおもしれないけれども、まず確認してくれと行っているのだ。どこから出たのかということ。

○小田中委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時35分 再開

○小田中委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

それでは、先ほどの確認事項について小泉事務管理者から報告を求めたいと思います。

○小泉事務管理者 それでは、委員会審査の貴重なお時間をいただきまして休憩をとらせていただきまして、まことにありがとうございました。

先ほどのNHKの確認の件につきまして御説明をさせていただきます。NHKの番組担当者に確認をさせていただいたところ、結果としまして取材先についてはお話しできませんということ。また、内容については独自取材に基づきながら事実を報道したというような結果でございました。

ただ、この件につきましては、先ほど申し上げましたが、事務局のほうからは対応しておりませんが、どこかのところで情報が出たということでございますので、その点につきましては私どもとしましても情報管理が甘かったというところで反省をしているところでございまして、以後十分気をつけてまいりたいと考えてございます。また、今回のこの控訴の件につきましては、改めましてこの委員会できまざま御議論をいただき、審議をしていただいた上で決定をしてまいりたいということで考えていますので、よろしくお願いいたします。

○羽立委員 事務管理者に言いますけれども、もちろん取材先はどこから取材したということは言いません。だけれども、そういうのは皆さんが連合の会議のときに皆さんに、これはよそのほうに情報提供したら困りますから、議会にもまだかけていませんのでということをしちっと一言言わないとだめです。それをしちっとあなたたちが言わないでやるから、こういうことになるのです。議会に報告して初めてそういうのが成立するわけです。だから、議会を無視しているということなのですよ、私から言わせれば。そういうことを言わないから、物事がだんだんうまくいかなくなるということなのだ。いくこともいかなくなるのだ。そういうことしないから、こういうことなのです。

だから、こういう裁判の問題でも、最初から絶対裁判は勝てませんよと私言っているわけですから、きちっと広域連合の行政の皆さんが三井に行って、皆さんで話をして相談するとかということもしないから、こういうことなのです。そういうことをきちっとすべきなのです。裁判というのは、事件だとか、人を殺したとか、物を盗んだとか、詐欺とかということと違うのですから、こういうものは。こういうのは日常の中でずっと調べて、ああいう会社はみんなデータをとってきちっとしているわけです。裁判というのは、その流れを全部見て裁判やるのです。私弁護士資格ないけれども、北海道の弁護士と東京の弁護士の違いはこんなにありますよ、はっきり言って。

それから、事務管理者に言うておきますけれども、裁判官が自分の主観でという、そういう物の言い方がだめなのです。もしもこれ裁判官に聞こえたら、何だ、室蘭の理事者はと、こういうことになるのです。そういう言葉は慎まなければだめです。今みんな報道されるのですから、すぐわかるのですから、そういうことが。そういうことが大きな問題になるのです。そういうことを考えて今後も裁判をしなければ、絶対うまくなんかいきません。私らも自分の人生の経験から、商売やっている経験を生かして今までいろんなことやってきていますから、全部わかります。だから、私は最初から勝てませんよと言っているのです。だから、情報を開示して、皆さんの意見を聞いてやればこういうことにならないのです。そういうことしないから、こういうこと。だから、あなたは議会をなめているのですよ、はっきり言って。言葉悪いかもしらぬけれども。議員はそれなりに地域で商売したり、いろんな人間関係をつくったり、役人と違うのですから。そういうこと考えてやらなければ、この裁判絶対勝てません。もしも負けたら、事務管理者、どうするのですか。負けたらどう責任とりますか。ここで聞いておきたい。

○小泉事務管理者 裁判はこれから控訴ということでまだ続いてまいりますので、この段階で勝つ、負ける、そういったことの予断はできないということで考えてございますが、私どもとしましてはこれまでの主張、そして住民にも納得いただけるような主張というのを重ねながら今後やってまいりたいということで考えてございます。

以上でございます。

○羽立委員 それから、三井といいながらも地元企業も入っているわけですから、慎重にやらなければ地元の経済もだんだんだめになっていくのです。そういうことを考えてやらなければ、いろんな問題が出てきて、1つだめになると全部だめになっていくのですということをおいつも言っているわけです。そういうことを慎重に考えてやらなければ大きな問題になりますということ。

それから、私さっきも言ったけれども、最初からこの裁判勝てないから、負けたら前の市長と前の副市長と今の市長と責任をとって賠償払うべきだと私言っていますけれども、これはちゃんと頭に置いてください。私は、この問題は恐らくどこかの市民から監査請求出てくると思いますから、負けたら。こういうことを考えて置かなければ大きな問題になりますから、その辺はどうしますか。

○小泉事務管理者 先ほどの繰り返しにもなりますけれども、まずはこれからまだ続く控訴というところの中で我々の主張をしっかりと伝え、何としても我々の主張を認めてもらうように精いっぱい私も、それから市長、関係構成市町の首長、そういった力もいただきながら精いっぱいこの主張を納得、理解していただけるよう頑張ったいと考えてございます。

以上でございます。

○小田中委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小田中委員長 以上で質疑を終了いたします。
これをもちまして総務常任委員会を散会いたします。

午後 3時40分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長